

第 49 回独立行政法人国民生活センター契約監視委員会会議事概要

開催日	令和 2 年 9 月 15 日（火）	
場所	独立行政法人国民生活センター東京事務所 5 階特別会議室	
出席委員氏名	委員長 鈴木 幸弘（独立行政法人国民生活センター監事） 委員 有川 博（日本大学総合科学研究所教授） 委員 山内 容（弁護士） 委員 竹内 啓博（公認会計士・税理士） 委員 柏尾 哲哉（独立行政法人国民生活センター監事）	
抽出案件	7 件	（備考） ・事務局から、今回の審議対象の契約件数等について報告した。 ・鈴木委員長から、第 1 四半期の契約の状況を踏まえ、一者応札・一者応募かつ落札率 90%超の契約（事案 1, 2, 3）、一者応札・一者応募の契約（事案 4, 5, 6）、競争性のない随意契約（事案 7）について審議対象とした旨報告した。
（内訳）		
一般競争入札	4 件	
公募	2 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	令和 2 年度第 1 四半期に契約締結した抽出案件および検証結果の審議内容は、別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回 答
<p>【事案1】令和2年度業務支援システムの運用支援等業務 一式（情報管理部）</p> <p>・同一事業者にもかかわらず、参考見積から契約時の見積りが下がった理由は。</p>	<p>・参考見積と契約時の見積りが同額という場合もあるが、今回は下げた金額での呈示となったもの。</p>
<p>【事案2】業務支援システムの構築及び保守・運用支援等業務 一式（情報管理部）</p> <p>・参加事業者の辞退理由は何か。</p> <p>・予定価格の参考見積を事業者から徴する場合、適正な予定価格を作成するためにもSEの単価、工数がわかる内訳を徴してほしい。入札時の金額についても同様の内訳を徴して比較検討できるようにしておいてほしい。</p>	<p>・SEの確保が難しいとの理由である。</p> <p>・ご指摘を踏まえ、適正な価格を見極めるべく、可能な限り詳細な内訳を事業者から徴することとしたい。</p>
<p>【事案3】2020年度 消費生活相談員資格試験 第1次試験・第2次試験 試験問題等の輸送等業務 一式（教育研修部）</p> <p>・本件は毎年行われており、今後も続く案件なので、新規事業者が参入できないのはなぜか丁寧に分析し、競争性を確保していく必要がある。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、原因分析を丁寧に実施し、競争性の確保に努めたい。</p>
<p>【事案4】PI0-NET2015用プリンタートナーカートリッジ及びドラム 一式（情報管理部）</p> <p>・単価は変わったか。</p> <p>・プリンターを落札するとカートリッジも固定されるのか。価格が安い互換性のあるカートリッジでは駄目なのか。</p>	<p>・昨年と同価であった。</p> <p>・プリンターのメーカー保証は純正品以外のカートリッジを使うと適用されない。互換性のあるカートリッジもあるが、故障率も上がり、保守費用</p>

意見・質問	回 答
	<p>が高くなる。</p>
<p>【事案5】PI0-NET2015 システム稼働延長に伴う運用等支援業務 一式（情報管理部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半年の延長でも特命随契ではなく公募の実施をしたのか。 ・延長であるのに初期導入費用が必要なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省（官民競争入札等監理委員会）の指摘により公募することとなったもの。 ・延長のためには運用計画を立て直し、構築も新規に行う必要が生じるため、関連資料の再作成など初期導入費用が必要となったもの。
<p>【事案6】PI0-NET2020 に係るデータセンターの賃貸借等 一式（情報管理部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一者となった要因は。 ・データセンターに求める要件は何か。 ・現行業者が継続した結果となったが、5年後に調達した際には違う業者となることは想定しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の構築が困難との理由で辞退したもの。 ・不具合等が生じた場合に直接出向く必要があるため、1時間以内で行ける場所としている他、強固な地盤であることを求めている。 ・今回も応札者が複数になることを期待していた。次回は、調達要件を再検討し、仕様書を見直していく。
<p>【事案7】新型コロナウイルス給付金関連ホットライン業務（相談情報部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような理由で当該事業者と契約したのか。 ・事前確認公募を行うべき案件だが、時間がとれなかったということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談を受けるには消費生活相談員の資格が必要だが、発注内容にすぐ対応できるのが当該事業者のみであり、別の事業者からは対応不可との回答があったもの。 ・消費者庁からは給付金事業の実施決定（4月20日）後、直ちにホットラインの開設が要請されたため、公募の時間がなかった。消費者庁と調整の結果、要請を受けてから9営業日後に業務を開始することができた。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none">・ 特命随契理由を説明できるように帳票の理由欄に分かりやすく明記しておくこと。 ・ その後、延長契約をしているとのことだが、単価の見直しを実施したか。	<ul style="list-style-type: none">・ ご指摘を踏まえ、訂正する。 ・ 延長契約の際には初期費用を除いた単価として いる。